

ご利用  
ください

# 高齢者のための福祉サービス

高齢者が毎日健康で、生きがいと意欲を持って暮らせるよう、「第3次安城市高齢者保健福祉計画（あんジョイプラン3）」をもとに、介護保険以外にも様々な福祉施策を展開しています。今後も介護保険との調整を図りながら、質の高い福祉サービスを提供していきます。

問い合わせ	下表の	高齢福祉課
	下表の	社会福祉協議会(社会福祉会館内/☎(77)2941)

## ●敬老祝品の支給対象年齢を引き上げます

今年から敬老祝品の支給対象者の年齢要件を従来の77歳以上から80歳以上に引き上げます。平均寿命の伸びと高齢者人口の増加及び近隣市の状況を考慮したためです。今後も福祉施策の充実に努めていきますのでご理解をお願いします。

## 平均寿命（平成12年）

	男	女
全国	77.7歳	84.6歳
愛知県	78.0歳	84.2歳
安城市	77.8歳	84.0歳

厚生労働省/「平成12年 市区町村別生命表の概況」

## 健康で生きがいのある生活

老人クラブ活動	各地域で教養講座、社会奉仕活動、スポーツなどを実施
老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者生きがいセンター・シルバー人材センター（百石町/☎(76)1415） 高齢者の就業活動をすすめる拠点</li> <li>●老人福祉センター（総合福祉センター内/赤松町/☎(77)7888、北部福祉センター内/東栄町/☎(97)5000、西部福祉センター内/福釜町/☎(72)6616、作野福祉センター内/篠目町/☎(72)7570） 60歳以上の人の憩いと生きがいと健康増進の場。浴室の利用は火～金曜日（無料）。休館日は毎週月曜日及び年末年始</li> </ul>
シルバー優待証明カードの発行	65～69歳の人に「南極観測船ふじ」「ポートビル」「名古屋海洋博物館」の3施設に無料で入場できるシルバー優待証明カードを発行 ※老人医療受給者は、受給者証で無料入場できます。

## 介護する人の負担を軽く

ねたきり高齢者等介護人手当	前年所得が200万円以下で3か月以上継続してねたきりや痴ほう状態の65歳以上の人の介護者に月額5000円を支給（入院などは除く）
おむつ費用助成	上記の手当の受給者でおむつの必要な高齢者を介護している人に、おむつ費用として月額3000円分の利用券を交付（市民税非課税世帯は4500円）
徘徊探知機の貸し出し	在宅で、徘徊のみられるおおむね65歳以上の高齢者を介護している家族などに、徘徊探知機を無料で貸し出し（現場急行費用は有料）
ホームヘルパーの派遣	65歳以上の一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、障害者、難病患者のいる家庭で、家族が介護を行えない場合、食事・掃除・洗濯など身の回りのお世話をするホームヘルパーを派遣（費用は1時間当たり200円～950円）
ふれあいサービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ふれあいサービスセンター（社会福祉会館内/☎(72)0123） 在宅の高齢者などの介護に関する相談や、必要な保健福祉サービスの提供を受けるための医療機関や市などとの連絡調整を実施（火～土曜日）</li> </ul>
安城市在宅介護支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中央在宅介護支援センター（社会福祉会館内/☎(72)0123）</li> <li>●在宅介護支援センター更生（安城更生病院内/☎(77)9948）</li> <li>●在宅介護支援センター八千代（八千代病院内/☎(97)1818）</li> <li>●在宅介護支援センター松井（安城老人保健施設内/☎(72)5112）</li> <li>●在宅介護支援センター安寿の郷（特別養護老人ホーム安寿の郷ホーム内/☎(76)6135）</li> <li>●在宅介護支援センター小川の里（特別養護老人ホーム小川の里内/☎(73)3535）</li> </ul> 在宅の高齢者や家族に対し介護に関する相談や、必要な保健福祉サービスの提供を受けるための医療機関や市などとの連絡調整を実施（電話相談は24時間受け付け）
車いす移送車（サルビア号）の貸し出し	車いす使用者の移送に便利な車両を無料で貸し出し（貸し出し期間は4日間） ※利用日の2週間前までに予約が必要です。

## 一人暮らし、ねたきり高齢者などの生活を援助

福祉電話の貸与・電話訪問	おおむね65歳以上で所得税非課税の一人暮らしの高齢者、高齢者世帯及び重度身体障害者に電話機を無料で貸し出すとともに、希望日に電話で安否確認 ※電話訪問の所得税条件はありません。また、一人暮らしで75歳以上、病弱または障害のある人には緊急通報装置を取り付けます。
自動消火器の給付	70歳以上で所得税非課税の一人暮らし世帯に無料で取り付け
電磁調理器の給付	70歳以上で所得税非課税の一人暮らし世帯に無料で給付
火災警報機の給付	おおむね65歳以上で所得税非課税世帯に属するねたきりまたは一人暮らしの高齢者に給付（限度額1万5500円/取り付け費用などは自己負担）
友愛訪問	安否確認のためや話し相手として、地区の老人クラブ員が週2回程度、一人暮らしの高齢者を訪問
軽度生活援助	前年所得が200万円以下で一人暮らしまたは高齢者のみの世帯に外出の付き添い、庭木の手入れなどの軽易な日常生活上の援助（費用は1時間当たり100円、庭木手入れは150円）
成年後見制度利用支援	判断能力が不十分な痴ほう性高齢者などのうち、身寄りがない場合など当事者による申し立てができない状況にある人について、市が代わって審判を請求
給食サービス	70歳以上の一人暮らし、75歳以上の高齢者世帯に属する人、65歳以上の障害者で一人暮らしの高齢者及び65歳以上の障害者世帯に属する人に週2回の給食（1食300円）をボランティアまたは弁当業者が配達 ※10月1日から対象年齢を一部引き下げるとともに、利用方法を変更する予定です。
乳酸菌飲料の宅配	70歳以上の一人暮らしの高齢者に週3回の乳酸菌飲料を無料で配達
リフォームヘルパーの派遣	日常生活を営むのに介護を必要とするおおむね65歳以上の高齢者や心身障害者（児）のいる家庭に、福祉・保健・医療・建築の専門家が無料で居室などの改造相談を実施 ※事前予約が必要です。問い合わせは左記の各在宅介護支援センターへ。
住宅リフォーム費の助成	65歳以上の要介護高齢者のための住宅リフォーム費の一部を助成（限度額10万円） ※介護保険で住宅改修ができる世帯で、リフォームヘルパーの改造相談を受けることが必要です。
寝具の洗濯・乾燥	おおむね65歳以上のねたきり、一人暮らし、痴ほう性の高齢者、高齢者世帯、重度心身障害者の寝具を月1回無料で洗濯・乾燥
老人用つえの給付	おおむね65歳以上の歩行に支障のある高齢者に無料で給付
訪問理容サービス	在宅のねたきり高齢者などの自宅に理容師が出張し、散髪を実施 ※利用券（400円）を年6回分発行。理容料金3800円は利用者の負担となります。（市民税非課税世帯は400円負担）
外出支援サービス	要介護1以上で特殊車両の必要な人に、車いす用昇降機やストレッチャー用昇降機を装備したタクシーを派遣（病院、福祉施設などへの通院、通所に限る）
車いすの貸し出し	家庭での日常生活に支障のある人に無料で貸し出し